

事調第 264 号
令和 2 年（2020 年）5 月 22 日

各（総合）振興局
産業振興部長 様
地域産業担当部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る
設計変更について

このことについて、「新型コロナウイルス感染症に係る対応等について」（令和 2 年 4 月 22 日付け事調第 151 号）において、工事現場等における感染予防対応の徹底をお願いしているところですが、工事や測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合、受発注者双方において適切な感染拡大防止対策が図られるよう、取り扱いを下記のとおり定めましたので、適切な対応をお願いします。

なお、受注者等から一時中止等の希望がある場合は、4 月 22 日通知に基づき、適切に措置するとともに必要に応じて請負代金額の変更又は工期もしくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応願います。

記

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施している又は実施する全ての工事等。

2. 特記仕様書の明示

積算基準日が令和 2 年 7 月 1 日以降の工事等については、別紙の記載例を参考として特記仕様書に明示する。

なお、既発注工事等においては、速やかに本通知の内容について受注者等へ説明するなど協議を行うこと。

3. 設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用例

【共通仮設費】

- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費（北海道職員等の旅費に関する条例の一泊あたり宿泊費を上限とする）・交通費
- ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理费率及び一般管理费率の算定対象外とする。

【現場管理費】

- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

※いずれも、その後の積算における一般管理费率の算定対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほか、感染症拡大防止のために必要と認められる対策について設計変更できるものとしますが、その内容に疑義がある場合には、農政部農村振興局事業調整課設計積算係まで照会願います。

4. 設計変更の手順

- (1) 受注者等は感染拡大防止対策を実施する場合、実施内容及び実施に係る費用に関する資料（カタログや見積書等の根拠資料）を工事施工協議簿または委託業務協議簿（以下「協議簿等」）により提出する。
- (2) 工事監督員等は受注者等から提出された実施内容が個別の工事等にかかる感染拡大防止のために必要と認められる場合は、提出された資料等に基づき設計変更を行う旨の協議簿等を取り交わす。
- (3) 受注者等は、協議簿等により実施することが認められた感染拡大防止策を施工計画書又は業務計画書に記載し、工事監督員等に提出の上、対策を実施する。
なお、実施内容に変更があった場合は、その都度協議を行う。
- (4) 受注者等は、実際に履行したことがわかる証明書類（領収書の写し、現場での使用状況がわかる写真等）を工事等の完成予定日の20日前までに工事監督員等へ協議簿等により提出する。
- (5) 工事監督員等は、協議簿等及び施工計画書又は業務計画書により計画された感染拡大防止対策についての履行状況を確認した上で、内容を精査し設計変更を行う。

調整係
設計積算係
技術指導係